

佐賀県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十二号

佐賀県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例

佐賀県中山間地域等直接支払制度基金条例（平成十二年佐賀県条例第十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。